



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月13日火曜日 第3027号

## ◇ 目 次 ◇

指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更.....（消防防災安全課）... 977  
 クリーニング業法による研修の指定.....（業務衛生課）... 977  
 クリーニング業法による講習の指定.....（ ” ）... 977  
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 978  
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 978

## 公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 978

## 告 示

### ○愛媛県告示第1067号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定に基づき、指定試験機関から次のとおり試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成30年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人全国火薬類保安協会

東京都中央区八丁堀四丁目13番5号

- 2 試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更前	愛媛県松山市東野六丁目5番地5
変更後	愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

- 3 変更年月日

平成30年11月14日

### ○愛媛県告示第1068号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成30年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称  
クリーニング師研修

- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 小池 広昭

- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成31年1月27日（日）	松山市三番町六丁目4-20 松山市男女共同参画推進センター（コムズ）

- 4 受講料  
5,000円

### ○愛媛県告示第1069号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成30年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習の名称  
クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 小池 広昭

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成31年1月27日(日)	松山市三番町六丁目4-20 松山市男女共同参画推進センター(コムズ)

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第1070号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(東予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市土居町蕪崎1573番地1 川上 勝久	四国中央市土居町天満官有地 岸 章正	四国中央市土居町野田甲437番地の1 林 勝信	土 居	土居町漁業協同組合
西条市禎瑞2345 小林 克雄	西条市氷見甲20 小野 治美	西条市禎瑞567-1 杉本 真吾	禎 瑞	西条市漁業協同組合
西条市大新田213 河内 萬次	西条市壬生川554-3 柳瀬 豊明	西条市壬生川431-13 豊田 守	壬 生 川	壬生川漁業協同組合

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町成156 入江 護	宇和島市津島町平井241-1 増田 米吉	宇和島市津島町柿之浦770-6 上田 憲治	下 灘 第 一	下灘漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年11月13日から27日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1071号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市飯岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年11月13日

愛媛県東予地方局長 高橋 正浩

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年11月1日あったので公表する。

平成30年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2018年度年末一時金に関する事項
- 2 日時 2018年11月14日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。